

# Q&A

## 住民投票の対象事項は？

- ◆市全体に重大な影響を与える、または与える可能性のある事項で、住民に直接意思を確認する必要がある事項
  - ◆市および住民全体に利害関係を有している事項
  - ◆住民の間または住民・議会・市長の間に重大な意見の相違がある事項
  - ◆住民の間または住民・議会・市長の間で議論が熱し、議論としての最終段階にある事項
- 上記の要件をすべて満たした事項になります。

## 投票できる人は？

本市に住所を有する満18歳以上の日本国籍を有する人で、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている人になります。  
ただし、公職選挙法等で規定する選挙権の欠格事由に該当する人は、投票できません。

## 住民投票の発議（請求）は？

- 住民、議会、市長の三者が発議（請求）できます。
- ◆住民は、投票資格者総数の6分の1以上の署名を集めて、市長に住民投票の実施を請求できます。
- ◆議会は、議員定数の12分の1以上の者の賛成をもって議案を提出し、出席議員の過半数の議決をもって、市長に住民投票の実施を請求できます。
- ◆市長は、自ら住民投票を発議し、実施を決定できます。

## 投票日は？

投票日は、原則として、住民投票の実施の決定があった日から90日以内の日となります。

## 投票の方法は？

投票用紙の選択肢のいずれかに○を付けて、投票を行います。（3以上の選択肢から一つを選択する場合もあります。）投票は指定された投票所で行います。  
期日前投票や不在者投票を行えるほか、代理投票や点字投票の制度もあります。

## 投票運動は？

住民投票に関する投票運動は、自由に行うことができます。なお、買収、脅迫その他不正な手段により、市民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉する行為はしてはいけません。

## 成立要件は？

投票者の総数が投票資格者数の2分の1に満たないときは、住民投票は成立しません。その場合、開票は行いません。

## いつでも請求可能？

条例による住民投票が実施された場合は、住民は、同一の事項または同旨の事項について2年間、住民投票実施の請求をすることはできません。

## 住民投票審議会とは？

市長は必要に応じて、住民投票に付すべき案件かどうかなどの意見を聴取するため、住民投票審議会に諮問することができます。

## 投票結果の扱いは？

市長と議会は、住民投票の結果を尊重し、投票結果は市の政策決定に生かされます。

# 草津市住民投票制度の手続の流れ



